

## 著作権の取り扱いについてのお知らせ

### —『地学雑誌』電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関する告知（お願い）—

（社）東京地学協会（以下「本会」という）は、1889年の創刊以来、学会誌『地学雑誌』（以下「本誌」という）を刊行してまいりました。120年以上の長きにわたり本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

このたび、科学技術振興機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって、本会の本誌が創刊号以降116巻6号まで電子化してアーカイブされる対象誌として選定されました。この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。これにあたっては、電子化された論文はすべてが同機構のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾または譲渡を必要とします。現在は投稿規定に論文などの著作権が本会に帰属することが定められておりますが、投稿規定内に著作権規程を定めた1991年2月17日以前に掲載された論文などについては、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

本電子アーカイブ化を進めるにあたり、上記期日以前に掲載された論文なども著作権は本会に帰属することといたしたく、そのための措置を本誌117巻4号に掲載し、今までのところとくにご異議はいただいておりませんが、今回あらためて、創刊号以来の著作について著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。万一、この件に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、117巻4号に掲載したとおり、**2009年9月30日**までに本会編集委員会に文書または電子メールでお申し出下さい。本会は、このお知らせが著者のみなさまの目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご了承いただけたものとし、電子アーカイブとして公開する時期がまいりました段階で、論文を掲載させていただきたいと存じます。

2009年4月25日 （社）東京地学協会編集委員会